

Title	モンテスキュー『法の精神』における共和政ローマの崩壊と軍事的政体の出現： 国制の変容と利子率の歴史の関係
Sub Title	The collapse of the Roman republic and its replacement by the military government in Montesquieu's The spirit of the laws : the relation between the transformation of the constitution and the history of the change in interest rates
Author	定森, 亮(Sadamori, Ryo)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2017
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.110, No.3 (2017. 10) ,p.313(109)- 341(137)
JaLC DOI	10.14991/001.20171001-0109
Abstract	<p>モンテスキューは、1734年に出版した『ローマ人盛衰原因論』から1748年に出版した『法の精神』の間に経済学的分析を洗練させた。『法の精神』では、古代ローマの共和政期を通じて存続した高利子率の歴史の分析を通じて、ローマの富の源泉とその配分方法が、その国制の崩壊と密接に結びつくものとして議論されている。本稿では、この著作の第11編における近代イングランドの国制と古代ローマの国制の対比が、一方では軍事、政治に関する制度論、他方では土地と不動産を含めた富の移転と配分に関する経済分析という二つの側面の密接不可分な相互関係の観点から分析されていたことが明らかにされる。</p> <p>Between the publication of the Considerations on the Causes of the Greatness of the Romans and their Decline (1734) and the publication of The Spirit of the Laws (1748), Montesquieu refined his economic analysis. In The Spirit of the Laws, through an analysis of the history of high rates of interest experienced during the Republican period in Ancient Rome, Montesquieu links the source of Rome's wealth and its mode of distribution with the collapse of its constitution. This paper reveals that the contrast between the modern English constitution and the ancient Roman constitution, both of which are presented in the eleventh book of The Spirit of the Laws, is elaborated from the perspective of two mutually related aspects : on the one hand, a theoretical argument about military and political institutions, and the other, an economic analysis about the transfer and distribution of wealth, including that of land and movable property.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20171001-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20171001-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# モンテスキュー『法の精神』における 共和政ローマの崩壊と軍事的政体の出現

——国制の変容と利子率の歴史の関係——

定森 亮\*

（初稿受付 2017 年 7 月 18 日，査読を経て掲載決定 2017 年 10 月 13 日）

## The Collapse of the Roman Republic and its Replacement by the Military Government in Montesquieu's *The Spirit of the Laws*:

The Relation between the Transformation of the Constitution and  
the History of the Change in Interest Rates

Ryo Sadamori\*

**Abstract:** Between the publication of the *Considerations on the Causes of the Greatness of the Romans and their Decline* (1734) and the publication of *The Spirit of the Laws* (1748), Montesquieu refined his economic analysis. In *The Spirit of the Laws*, through an analysis of the history of high rates of interest experienced during the Republican period in Ancient Rome, Montesquieu links the source of Rome's wealth and its mode of distribution with the collapse of its constitution. This paper reveals that the contrast between the modern English constitution and the ancient Roman constitution, both of which are presented in the eleventh book of *The Spirit of the Laws*, is elaborated from the perspective of two mutually related aspects: on the one hand, a theoretical argument about military and political institutions, and the other, an economic analysis about the transfer and distribution of wealth, including that of land and movable property.

**Key words:** Montesquieu, ancient Rome, republicanism, interest rate, civilian control

**JEL Classifications:** B10, N01

---

\* 慶應義塾大学経済学部  
Faculty of Economics, Keio University

## I. 序

1748年に出版された『法の精神』は、その第11編第6章「イングランドの国制について」の議論によって最もよく知られる。そこでの立法、執行、裁判権力の配分に関する議論こそが、1776年のアメリカ独立革命、そして1789年のフランス革命などにおける近代成文憲法の制定に際して大きな影響を与えたからである。時代状況ごとに異なる、この三権解釈の多様性は別にして、モンテスキューの理論的な整理に従えば、近代社会イングランドでは、王、貴族、平民が、立法権力と執行権力を分有することで社会階層間の相互の権力抑制が実現した。さらに、裁判権力が諸々の社会集団の利害対立の場となる立法、執行権力から分離することで、この裁判権力の濫用が防がれ、公民の安全が保障されたのである<sup>(1)</sup>。しかし、実際には、同じ第11編での主要な議論の対象は、第6章で扱われたイングランドの国制に限られない。その第12章から第19章にかけては、古代ローマの建国以来、王政期から共和政崩壊までの国制の歴史も議論される。この意味でも、現代にまで影響を与えるイングランドの国制の議論がもつ十全な意味は、モンテスキューが、それをいかなる観点からローマの国制と比較したのかを明らかにすることなしには理解することができないのである。

モンテスキューは『法の精神』において「ポリティック」の領域を「統治者と被治者の関係」に関わる領域として、「シヴィル」の領域を「被治者相互の関係」に関わる領域として規定した。この区別に対応するように、君主政の形式を維持するイングランドに関して、第11編第6章では統治の問題として国制が、そして第19編第27章では被治者たる公民の習俗、生活様式が議論されたのである。モンテスキューの眼から見たとき、「政治的自由」を「直接的目的」とするこの国の国制を歴史的に生み出し、その基礎の支えとなった社会勢力が、16世紀以降、次第に活発化していった商業活動に従事することで富を蓄積した「中間層」だった。これに対して、共和政ローマでは、形式的には全公民が統治に参加する以上、統治者と被治者の区別はない。だからこそ、国制が主題となる第11編の第18章「ローマの政体における裁判権力について」において、その国制の基礎を支えた担い手が議論の対象となる。近代イングランドの場合とは対照的に、古代共和政ローマでは、グラックス兄弟の時代に至るまで「中間層 (ordre moyen)」として認められた騎士層の腐敗が、この政体の崩壊の原因と見なされるのである<sup>(2)</sup> (cf. EL, 11-18, al.18)。本稿の目的は、特にこのローマの騎士層が、社会的勢力を形成するに至る歴史的背景に関する、モンテスキューの政治経済学的分析の独自性を明らかにすることにある。

ジョン・ポーコックは『野蠻と宗教——最初の衰退と没落』(2003, 以降『野蠻と宗教』)において、

---

(1) 『法の精神』におけるイングランドの詳細に関する分析は、定森(2005)を参照。

(2) 『法の精神』(ELと略す)からの引用に際しては、最初に編番号を、次いで章番号を表記する(EL, 11-19は、『法の精神』第11編第19章を指す)。

イギリスの歴史家で、1776年から1788年にかけて全6巻組で出版された大著『ローマ帝国衰亡史』の著者、エドワード・ギボン(1734-1794)を主題とした。そこで、ポーコックは、ギボンの歴史叙述の形成の背景を辿るために、中世、ルネサンス期、そしてギボン自身が生きた18世紀のイギリスとフランスを代表とする啓蒙の時代に至る歴史家たちにとって、古代ローマ共和政崩壊の出来事があった意味を探求した。ギボン自身は、『ローマ帝国衰亡史』において、96年から180年までの五賢帝の時代を説明した後、コンモドゥス帝から本格的な叙述を開始するがゆえに、ローマの共和政期を直接的に扱うことはない。ポーコックに従えば、ギボンの歴史書は、ローマの「衰退と滅亡」を主題とし、帝政へと変容したローマで、いかにして軍隊が政治的出来事の決定的要因になったのかという「帝国の秘密(arcanum imperii)」に関わる歴史を描くことを目的とする。しかし、そのためには、実際には、ギボン自身が影響を受けたタキトゥス(55頃-120頃)のように帝政期の皇帝に対する元老院の追従や帝国の機能不全を描くだけでは不十分であり、さらに共和政期ローマの衰退と没落にまで遡らねばならなかった。結果として、ローマの「衰退と滅亡」の原因を、どこまで遡れるかという問題は、ギボンにおいて未解決に留まったのである(Pocock, 2003, pp.23-31)。そこでポーコックが、ギボンの歴史の欠落を埋めるべく特に重視するのが、ギリシア人で、2世紀前半の帝政期ローマに生きた歴史家、アッピアノスによる共和政ローマの衰退に関する歴史叙述なのである。

ポーコックは、ティベリウス・グラックス(前162頃-前133)の虐殺から、スッラ(前137-前78)、ポンペイウス(前106-前48)、カエサル(前100-前44)へと続く内乱の時代を、「軍隊が公民によって構成されていた極めて理想的に思われる時期から、公民がもはやそのように行動せず、共和国が、軍事的手段によって追求される政治的(あるいはポスト政治的)競争の単なる闘技場へと解体してしまつた時期」への移行と見なして次のように書く。「われわれの眼から見たとき、中心的な問題は、いかにしてそのようなことが軍隊に生じたかを説明することであり、マキアヴェッリとハリントン、そしてモンテスキューとギボンに至るまで、一つの叙述が形を成すのを、われわれは見出す」(ibid., p.43)。ポーコックは、アッピアノスの『内乱』を参照し、そこでの叙述が「共和政ローマによって占有された土地配分の不備という社会問題を解決するための方策を提案したティベリウス・グラックスの政治的敗北の結果」を説明すると言う。確かに、マキアヴェッリ、ハリントンは、ローマの公民権を土地所有に基礎づけ、公民を軍隊の担い手と見なした。だからこそ、これら二人の思想家は、共和政期を通じた農地法の不備が、最終的に、ティベリウスとガイウス(前159-前121)のグラックス兄弟の農地法改革の失敗を契機として、内乱、さらには共和政の崩壊に導いたとする叙述を展開したのである。<sup>(3)</sup> こうして、公民的人文主義(civic humanism)を自らの歴史叙述の基本的枠組とするポーコックも、共和政ローマの徳を侵食した「軍事財政に関わる問題」が、「ティベリウス・

---

(3) ハリントンにおける動産に関する分析の周縁化とモンテスキューのそれに対する関心の対比については、定森(2007)を参照。

グラックス以来のもの」とする認識を受け入れることになる (ibid., p.295)。

ここでポーコックは、自らの議論が、歴史叙述についての歴史を対象とし、実際のローマの歴史的事実の探求に関わるものではないことを強調する。しかし、歴史叙述に限定しても、『デイスコルシ』のマキアヴェッリは、共和政崩壊のきっかけをグラックス兄弟の時代の「農地法に端を発した紛争」に認めながら、共和政の基礎を侵食した富の不平等の増大を「土地配分の不備」によって十全に説明できたと考えていたわけではない。マキアヴェッリは、ローマが征服をイタリア半島外部に拡大した後の時代に関して、新たに獲得された土地の配分が貴族と平民の争いの原因ではなかったことを確認すべく次のように書いた。「敵が所有していた土地がローマからあまりに離れているので、平民の目から見ても遠く、また耕作するのに適さない場所にあったので、平民はその土地を欲しがらなかった」(Machiavelli, 2011, p.141 ; 174 頁)。ポーコックも、同箇所を引用した上で「マキアヴェッリは、前 2 世紀に農地法の危機があったことを否定しているように見える」(Pocock, 2003, p.214) としながらも、アッピアノスに従うことで、それにもかかわらず、ローマ公民はローマ市の近隣で土地を欲し、それが内乱の主要な原因になったとするのである。しかし、アッピアノスの歴史叙述は、共和政期を通じたローマにおける富の不平等の拡大の原因を説明するものではなく、結果として、ポーコック自身もその『野蛮と宗教』が主題とする「軍事財政に関わる問題」、つまりローマの政治や軍事と密接に結びついた社会構造の歴史の変容を説明することはない。

ポーコックが『マキアヴェッリアン・モーメント』(1975) 以来展開する、この公民的人文主義の議論枠組を批判してカトリーヌ・ラレールが指摘するように、モンテスキュー自身は、徳と商業、あるいは古代と近代の対立を想定しておらず、ローマの公民的人文主義とイングランドの商業社会を対立させることもない。「むしろ逆に、私たちの見解では、モンテスキューの独創性は、これらの対立を拒否するか、あるいは転覆させることに存したのである」(Larrère, 2005, p.251)。ラレールに従えば、この観点から見たとき、『法の精神』で民主政の「原理」、つまり、この政体を「動かす情念」である「徳」が議論される第 5 編第 6 章で、「商業の精神」の概念が著作の中で初めて提示される理由が分かるのである。モンテスキューは言う。

「民主政が商業を基礎とする場合、個人が巨富をもちながらも習俗は腐敗しないということが大いにありうることは確かである。これは、商業の精神が、質素、儉約、節度、労働、賢明、平穩、秩序および規則の精神を導くからである。したがって、この精神が存続する限り、それが生み出す富はなんら悪い結果をもたない。弊害が生ずるのは過度の富がこの商業の精神を破壊してしまう場合で、人はまだ気づかなかつた無秩序が不平等から生れるのを突如として見る」(EL, 5-6)。

ラレールは、ポーコックにおける商業と徳の対立図式が、モンテスキューの思想の理解を妨げることを指摘し、「徳は商業を排除するものではなく、商業的共和国とは矛盾する表現ではない」ことを確認する。ラレールの指摘は、モンテスキューが『法の精神』の第 11 編においても、近代イング

ランドの商業と古代ローマの徳を単純に対立させたわけではないことを理解させる。

ポーコックの公民的人文主義の観点から展開される議論は、公民の政治と軍事への参加の前提として土地所有を位置づける結果、共和政ローマの崩壊の原因を、グラックス兄弟による農地法改革の失敗に見出した。これに対して、モンテスキューは1734年に出版された『ローマ人盛衰原因論』（以降『ローマ人』）と『法の精神』のどちらにおいても、グラックス兄弟を農地法の改革者として提示することはなく、『法の精神』では、彼らを司法制度の改革者として提示する。また、モンテスキューは、『ローマ人』の冒頭の第1章でローマの拡大の原因を説明し、前406年から前396年まで継続したウェイ戦争での兵士に対する給料の制度化が、戦争の長期化を可能にし、攻城戦に際しての新たな技術、戦法を導入したことを指摘して次のように書いた。「実際、ウェイ征服は一種の革命（révolution）であった<sup>(4)</sup>」（CR, ch.1, p.71 ; 22頁）。さらに、モンテスキューは『法の精神』出版と同年の1748年に『ローマ人』を大幅に加筆した上で再版したが、この第1章での給料の制度化に関する記述の二段落後に次のように書き加えたのである。

「給与を確立してからは、元老院はもはや兵士たちに被征服民族の土地を分配しなくなった。元老院は別の条件を課した。たとえば被征服民族に、ある期間、軍隊の給与を負担させることにしたり、小麦や衣服を供給するよう要求したりしたのである」（CR, ch.1, p.343 ; 22-23頁）。

実際には、ポーコックも『野蛮と宗教』でモンテスキューを詳細に扱う際に、『ローマ人』の第1章のウェイ征服に関する節と上記の節を併せて引用している（Pocock, 2003, p.347）。それだけではなく、ポーコックは、モンテスキューが『ローマ人』でアッピアノスを引用したにもかかわらず、軍隊が野心的な指揮官の私兵となる原因を「農地法の問題」として理解するアッピアノスの叙述に従うことはないことを認めている（ibid., p.350）。しかし、ポーコックは、1734年度版と1748年の加筆部分を区別せず、したがって1748年の『法の精神』におけるモンテスキューのローマ史に関する経済学的分析の深化を考慮しないため、そこから導き出される動産の移転、そして共和政ローマで公民権の基礎となった財産評価の形骸化に関する問題系を認識するには至らない<sup>(5)</sup>。だからこそ、ポーコックは、アッピアノスの命題に従い、内乱期の軍隊は、なおもローマ内外の土地による報酬を期待し続けたとして次のように書くのである。「征服地の配分の停止は、共和政を終焉に至らしめる社会的危機を予示するものだった。〔属州からの〕租税と兵士の給料は、未発達な経済状況の中で軍団兵の土地に対する渴望をなだめることはなく、この渴望が満足させられないままに帝国は拡大したのである」（ibid., p.348）。ポーコックの議論では、公民的人文主義の議論枠組の一貫性を維持

---

(4) 『ローマ人』（CRと略す）からの引用に際しては、最初に章番号を表記し、続いて Montesquieu（2008）と田中・栗田訳の頁数を併記する。

(5) これらの問題に関して、マキアヴェッリとの比較からモンテスキューの思想の独自性を解釈したものとして、定森（2017）を参照。

するためにマキアヴェッリ以上にアッピアノスに依拠する結果、共和政の崩壊の最大の原因は、あくまでも「土地配分の不備」に存し、属州からの租税や兵士の給料の影響は従属的な位置に留まる(Pocock, 2003, p.350)。結果として、ポーコックの問題設定では、貨幣も含めた動産の移転の分析に重要性が認められることはないのである。

モンテスキューは、『ローマ人』の1734年初版の第16章「アントニヌス(在位138-161)からプロブス(在位276-282)までの帝国の状態について」では、ギボンが『ローマ帝国衰亡史』の叙述を開始したやり方と同様に、五賢帝に言及して次のように書いている。「ネルウァの英知、トラヤヌスの栄光、ハドリアヌスの勇氣、両アントニヌスの美德は、兵士たちに自尊心を与えた。しかし、新しい怪物どもが彼らに代わって登場したとき、軍事政権の弊害はその極端にまで及んだ。そして、帝国を売物にした兵士たちは、皇帝たちを暗殺してその後の帝権に新しい値段を与えた」(CR, ch.16, pp.177-178; 172-173頁)。そして、この軍事政権の確立の原因を追究すべく、モンテスキューが1748年の『ローマ人』再版の際に、この同じ第16章の中で大幅に加筆したのが、共和政初期のウェイイ戦争の際に制度化されて以降、カラカラ帝(在位209-217)に至るまでの兵士に対する給料の歴史だったのである。

モンテスキューは、1748年の『法の精神』出版の段階で、共和政ローマの帝政への変容の原因として、土地だけではなく動産の移転の歴史を分析している。そこで、近代イングランドと古代ローマの比較の観点を与えたのが、国制だけではなく、それを支える習俗、生活様式にも根本的な影響を及ぼす富の配分方法、さらには、その富の源泉の相違なのである。モンテスキューは『法の精神』の第27編では、ローマ人の相続法の歴史を辿り、土地に限らず、動産の移転をも分析対象とすることで、共和政期ローマにおける富の不平等の拡大と奢侈の増大を明らかにした。この分析を通じて、軍事と政治参加を伴う公民権が、土地所有に基礎づけられなくなっていった歴史過程が描き出されたのである(cf. 定森, 2017)。この観点から見たとき、共和政ローマの崩壊の原因となった「軍事財政に関わる問題」は、ポーコックが、アッピアノスに従うことで見定めたような「ティベリウス・グラックス以来のもの」ではなく、その原因は遙か以前に遡り、むしろ、この問題が結果として表面化したのがグラックス兄弟の時代に過ぎなかったことが明らかになるのである。

モンテスキューは、『法の精神』の出版後に、イングランドの友人であるドンヴィルに宛てて準備した書簡の草稿で、自らの商業と勤労によって富を少しずつ蓄積した近代イングランド人と、被征服国からの略奪と属州からの租税徴収によって富を蓄積し続けた古代ローマ人を比較し、次のように書いた。「あなた方〔イングランド人〕の富が、あなた方の腐敗を作り出します。あなた方の富をローマの富とも、あなた方の隣国の富とも比較してはいけません。しかし、あなた方の富の源泉を、ローマの富の源泉、そしてあなた方の隣国の富の源泉と比較してください」(Montesquieu, 1991, p.600)。そこで、ローマにおける富の増大それ自体だけではなく、さらにその富の源泉とその配分を明らかにするのが、『法の精神』の第22編「貨幣の使用との関係における法律について」の第21

章と第 22 章での、共和政から帝政へと変容する歴史過程を通じた「ローマ人のもとにおける契約による消費貸借と高利について」の議論なのである。利子付貸借は、借りた財の運用から得られる利益を前提にするため、利子率は、年ごとの富の増大の規模を示す一つの尺度になる。モンテスキューは、1750 年に書いた『法の精神』の擁護において、「ローマ人における利子付貸借、ならびに高利についての諸章」が「おそらく彼ら〔ローマ人〕の歴史において最も重要」であり、それが「国制の在り方に大いに関係している」ことを明言している (Montesquieu, 1951, p.1159)。そこで、本稿では、これまでのモンテスキュー研究史で詳細に分析されることのなかった、この第 22 編の第 21 章と第 22 章の利子付貸借の歴史に関する議論を、前 406 年から前 396 年まで継続したウェイイの戦いにおける兵士への給料の制定、さらには「第一次ポエニ戦争 (前 264-前 241) の少し前」の時代における銀貨の導入を考慮しながら分析する。<sup>(6)</sup>

『法の精神』におけるローマ史に関するまとまった議論は、第 11 編での国制、第 19 編での習俗、生活様式、第 22 編の利子率の変遷、第 23 編での人口、第 27 編の相続法の歴史に関するものなど、著作全体に分散している。それらの議論を相互に参照する手助けになるように、モンテスキューは、この著作の脚注で、諸々の出来事の起きた年をローマ暦で記している。このことは、逆に言えば、年代表記された出来事が、モンテスキューの歴史叙述において特定の重要性をもつことを含意する。これらの脚注での年代表記を注意深く追うことで、『法の精神』が、ローマ史研究の手引書としての一側面をもつことが明らかになる。本稿は、『法の精神』の利子率に関する議論、そしてドンヴィル宛書簡における富の源泉に関する議論を照合し合うことで、モンテスキューの思想においては徳と商業、古代と近代の単純な対立が前提されることはなく、むしろ富の源泉と、その配分の在り方こそが、国制の在り方を長期的に規定する重要な要因として分析されたことを明らかにする。そこで問われているのは、モンテスキューにおける政治制度論と富の移転と配分に関する経済分析の不可分な結びつきなのである。

## II. 共和政ローマ崩壊の過程における動産の移転に関する分析

### 1) 共和政ローマにおける利子付貸借の歴史と「騎士層」の腐敗

モンテスキューは、『法の精神』の第 11 編第 5 章「さまざまな国家の目的について」で次のように書いた。「すべての国家が一般に自国を維持するという同じ目的をもっているとはいえ、それぞれの国家は自国に固有の目的をもっている」。古代ローマに固有の目的は、軍事力による支配権の「拡

---

(6) モンテスキューの思想における商業、あるいは経済学的分析に注目した研究として、Jaubert (1901), Crane (1941), 川出 (1996), Larrère (2005), Spector (2006), Bibby (2016) が挙げられる。しかし、これらの研究においても古代ローマ、あるいは近代ヨーロッパにおける利子率や富の源泉等に関する経済学的分析は欠落している。

大」である<sup>(7)</sup> (EL, 11-5)。そして、第 11 編第 17 章「共和政ローマの執行権力について」では、共和政ローマの軍事的拡大の性質を理解するために、貴族と平民の対立の歴史の文脈の中で、公金の配分、税の賦課、軍隊の運用を取り仕切る執行権力を元老院が担った理由を次のように説明する。「支配することを情熱とし、すべてを服属させることを野望としてきたローマ、篡奪を繰り返し、なおも篡奪をしていたローマは、絶え間なく重大な事案を抱えていた。ローマの敵がローマに対して陰謀をめぐらすか、ローマが敵に対して陰謀を企てた。ローマは一方で英雄的勇気をもって、他方で完璧な英知をもって行動するように強いられ、事態は元老院が事案の指導に当たることを要求した」(EL, 11-17)。ローマの軍事的拡大は世界支配を目指し、その戦争遂行に必要な費用を支払うために常に篡奪による富の蓄積を必要とした。そこで、モンテスキューは、軍事的拡大から得た富の性質を説明するために、ローマ人における利子率の歴史を分析することになる。

共和政ローマでは、前 406 年から前 396 年まで継続したウェイ戦争以前には兵士に対する給料がいまだ制度化されておらず、自己負担で戦争に参加した公民は、しばしば高利を伴う借財の必要に迫られた。この時代には、債権者は、個人的な富の蓄積の追求のためよりも、むしろ国家の栄光のために高利を要求し、公民は、財産評価を通じて、統治への関与の大きさに比例して、より多くの租税の義務を引き受けたのである (cf. EL, 5-8)。「元老院があればほど毅然として高利の必要を擁護した時代には貧困や質素や平凡さなどへの愛はローマ人の間では極端であった。しかし、主要な公民が国家のあらゆる負担を担い、下層民はなにも支払わないというのがその国制であった」(EL, 22-22, al.5)。ローマ公民の習俗に質素が維持された限りで、征服から得られた富は人民に配分され、その余剰は国庫に収められるか、あるいは国家の栄光を讃えることを目的とした凱旋式で消費された。「質素への愛は、所有欲を自分の家族のための必要用品を得るのに求める配慮、さらには祖国のための余分なものを得るのに求める配慮に限定する。富は力をもたらすが、一公民はそれを自分のために使うことはできない。なぜなら、そうすれば彼は平等でなくなるであろうから」(EL, 5-3)。

事実として高利が存在したローマでは、その利子率以上の利益が見込めない利息付消費貸借は存在しえず、その存続は、被征服国からの略奪によって事後的な利益が常に期待できたことに裏付けられていた。モンテスキューは、第 22 編第 22 章で「ローマ人のもとにおける契約による消費貸借と高利」について論じ、次のように書いている。

「初期のローマ人は高利の率を定めるための法律をもたなかった。このことに関して、平民と貴族の間に生じた悶着において、聖山の反乱事態において、人は一方で信義のみを、他方では契約

---

(7) リチャード・マイヤーズは、『法の世界』で扱われる古代ローマを理解する際に、その第 3 編で議論される政体の「原理」よりも、第 11 編第 5 章で「国家の目的」として議論された「拡大」を理解することが重要であるとする (Myers, 1995)。しかし、マイヤーズの議論も、イングランドの商業とローマの軍事的拡大を単純に対立させるため、その背後にある具体的な富の配分の問題の重要性を理解することはない。

の厳格性のみを盾にとった。／だから人は個別的な合意に従っていたわけである。そして私は最も通常の利率は年 12 パーセントであったと信ずる。[...] ほとんど商業をもたなかった国民のもとで、いかにしてこのように大きな高利が確立したのかを問題にするならば、この国民は極めてしばしば給料もなしで戦争に行かねばならなかったのも、極めてしばしば借金する必要がある、そして、絶えず勝利に終わった遠征をしていたので、極めてしばしば支払う能力をもったのであると私は言おう。このことは、これに関して生じた悶着の話から明らかに察知される。そこでは貸す人たちの貪欲は争われていない。不平を鳴らした人々は、彼らが規則だった行動をとっていたとしたならば支払うことはできたであろうと言われている」(EL, 22-22, als.1-3)。

これに対して「ローマ暦 398 年〔前 356 年〕」には「ローマ人のもとで利率を定めるために作られた最初の法律」によって利子は年 1 パーセントに引き下げられ、さらに「ローマ暦 413 年〔前 341 年〕」には、ローマ公民間での高利は禁止された。モンテスキューは、戦争を継続したローマで高利が禁止されるに至った理由を第 22 編第 22 章で明示することはないが、それは先述した 1748 年に『ローマ人』が再版された際の加筆部分から明らかになる。ローマでは、前 406 年に開始されて 10 年間続いたウェイ戦争で兵士に対する給料が制定され、以降は、高利が、もはや最も貧しい公民の戦争参加のためにさえ不可欠ではなくなったのである。モンテスキューは、『ローマ人』の初版が出版された 1734 年の時点では、動産の移転に関する具体的な分析を展開することはない。しかし、1748 年に出版された『法の精神』では、第 27 編の相続法に関する分析と同時に、第 22 編での利率の分析を通じて、ローマの動産を含めた富の移転が議論の対象になる。そして、この富の分析の発展に対応するように、1748 年に再版された『ローマ人』の第 16 章には兵士の給料の歴史に関する大幅な加筆がなされたのである。

共和政ローマが征服をイタリア半島の外部に拡大する以前、その有徳な習俗が維持された時代、元老院は立法権力の大幅な喪失にもかかわらず執行権力を維持し続けた。それは、ローマが国家の「栄光」を目的とした戦争遂行のために、元老院の「英雄的勇氣」と「完璧な英知」を必要としたからである。「人民は、立法権力のあらゆる部門を元老院と争った。なぜなら、彼らは自由を失うまいと大事にしたからである。彼ら〔人民〕は執行権力の諸部門を元老院と争うことは決してなかった。なぜなら、彼らは栄光を失うまいと大事にしていたからである」(EL, 11-17)。しかし、ローマがイタリア半島を征服して以降は状況が変わる。人民は立法権力を増大させただけでなく、さらには「繁栄に酔いしれて、彼らは、彼らの執行権力を増大させた」(ibid.)。結果として「ローマ暦 444 年〔前 310 年〕」には「彼らはそれまで將軍たちによって任命されていた軍団の司令官たちを彼ら自身で任命し、第一次ポエニ戦争(前 264-前 241)の少し前には、人民は人民のみが宣戦の権利を有すると定めたのである」(ibid.)。

『法の精神』の第 22 編第 12 章で確認されるように、ローマに銀で作られたデナリウス貨幣が導

入されたのは、ピュロスの講和以降、つまりは「第一次ポエニ戦争の少し前」だった。「貨幣の効能は、自然が設けた限界を超えて、人間の富裕を増大させ、無益に蓄積したものを無益に保存することを教え、欲望を無限に増大させ、そして我々の情念を刺激する極めて限られた手段を与えた自然にとって代り、我々を腐敗させてしまうことにある」(EL, 4-6)。銅と比較してもはるかに容易に富を蓄積できる銀の貨幣の使用は、戦争を、公民個人の私的な富の蓄積手段とすることを可能にする。前 341 年以降、ローマ公民間の高利が法律により禁止されたにもかかわらず、契約に基づかない暴利が慣習として存在し続けたことは、戦争が、もはや共和国の「栄光」を目的とするのではなく、次第に「個別的な利益」の追求の手段になったことを含意したのである。モンテスキューは、ローマがイタリアを統一して以降、第一次ポエニ戦争が始まる前 264 年までに、かつて共和国を支えたローマ人の習俗である「徳」が次第に失われていったことを確かに見定めている。モンテスキューは、第 22 編第 12 章では、ローマにおける貨幣使用の歴史を次のように描き出している。

「イタリアには、昔は金も銀も極めてわずかしかなかった。この地方には金鉱も銀鉱もほとんど、あるいは全く存在しない。ローマ人がガリア人に占領されたとき、そこには千リーヴルの金しか存在しなかった。しかし、ローマ人は、いくつかの有力な都市を略奪し、そこから自分たちのもとへ富を運んだ。彼らは長い間銅貨しか用いていなかった。彼らが貨幣を造るに足るだけの銀を得たのはピュロスの講和以降のことである。彼らはこの金属でデナリウス貨幣を造った。これは銅で十アス、または十リーヴルの価値があった。[...] 第一次ポエニ戦争を終わらせた講和はローマ人をシチリアの主人とした。彼らはほどなくサルディニアに入り、イスパニアについても知識をもち始めた。銀の量はいっそうローマで増加した」(EL, 22-12)。

共和政ローマがイタリア外部に征服を拡大する以前には、主に被征服国から略奪された戦利品が、ローマ公民の間の 12 パーセントの高利を支える条件になった。これに対して、征服がイタリア半島外部に拡大し、ローマが属州統治を開始する第一次ポエニ戦争以降、次々に出される法律による禁止にもかかわらず違法な高利を支えた富の源泉として、被征服国からの略奪に属州からの租税徴収が加わる。共和政ローマでは、租税は、主に戦争の必要に応じて徴収されたが、属州統治から得られる租税が増大するのに応じて、ローマ公民に課される租税は減少していった。モンテスキューは、第 22 編第 22 章でローマの都市内での利子率の歴史の変遷を議論した後、ローマの帝國的拡大の過程で暴利の被害を受けるようになった属州に関する議論を開始するに際して次のように言う。「私は都市を去って、属州に眼を注ごう。／他の箇所では、私はローマの属州は専制的で苛酷な政治によって荒廃させられていたと述べた。それだけではない。これらの州は恐るべき高利によって荒廃させられた」(EL, 22-22, als.10-11)。確かに、モンテスキューは、第 11 編第 19 章「ローマの属州の政体について」で「専制的で過酷な」属州統治に関して議論した。それは「諸属州の力が〔ローマ〕共和国の力に何物も加えることなく、反対に、それを弱めるだけとなった事情」を説明するためだっ

た (EL, 11-19)。『法の精神』の出版後、この著作の擁護の際にモンテスキュー自身が述べたように「ローマ人における利子付貸借、ならびに高利についての諸章」は「国制の在り方に大いに関係している」のである (Montesquieu, 1951, p.1159)。

ローマ公民自身の間での利息付貸借の禁止は、債権者が、ローマ市民権をもたないラティウム人や同盟者の名を借りて消費貸借を行う脱法行為の原因となった。「人民がこの脱法行為に不満をもった」状況に対して、「ローマ暦 561 年 [前 193 年]」に護民官マルクス・センプロニウスは、ローマ公民間の利息付貸借の禁止を同盟者またはラティウム人の間にも適用させた。さらに「ローマ暦 615 年 [前 139 年]」には、ガビニウスの法律は、投票における買収を禁ずることを目的として、利息付貸借の禁止を属州の人間にまで適用させた (cf. EL, 22-22, al.16)。「それというのは票を得るためには金が必要だったので、高利は選挙のときには常に増大していたからである」(EL, 22-22, al.17)。法律に反して存続した高利は、ローマが栄光を求めて戦争を継続した時代に公民が共有した「質素への愛」が失われ、むしろ「一公民が、力をもたらず富を自分のために使う」ことで、政治的権力の担い手に影響力を行使するようになった時代の到来を証言するものだったのである (cf. EL, 5-3)。

「利息付貸借はガビニウスの法律で属州の人間とローマ公民との間では禁止され、後者は当時世界のすべての金銭を手中に収めていたから、負債が支払われなくなる危険から貪欲者の眼をくらませるような莫大な高利によって、彼らの気を引く必要があった。そして、ローマには政務官たちを脅かして法律を沈黙させるような強力な人間がいたので、ローマの公民は貸す際にはより大胆であり、莫大な高利を要求する際にはより大胆であった。このために属州はローマにおいて信用のあったすべての人々によって順時に荒らされることになった。各総督は自分の属州に就任するや告示を発し、その中で自分の意のままに利率を決めたので、貪欲は立法に手を貸し、立法は貪欲に手を貸したわけである」(EL, 22-22, al.18)。

モンテスキューが、キケロ (前 106-前 43) の『アッティクス宛書簡』を参照して示すように、ここでの債権者はしばしば「共和国の租税徴収請負人である騎士たち」だった (cf. EL, XI-19)。ローマ公民は、征服を通じて「世界のすべての金銭」を手中にしたが、その恩恵を最大限に受けたのが、この騎士層だったのである。ローマにおける選挙の腐敗の原因は、政治的権力を渴望する有力者が投票を買収するために、巨大な富の担い手となった騎士層に依存したことに由来した。「金をもつ者が常に他人の支配者となるように、租税徴収人は君公その人に対して専制的となる。彼は立法者ではない。だが君公に強いて法律を作らせるのである」(EL, 13-19)。実際にも、騎士層は「思うままに財産を没収する専制国家の君公」のように租税徴収を担い、専制的な属州統治者自身に対して影響力を行使した (cf. EL, 5-8)。騎士層を初めとして「ローマにおいて信用のあった人々」は、法律の禁止にもかかわらず、特に租税の支払いに金銭を必要とする属州民に対して利息付貸借を行い、恣意的な立法を通じて暴利を獲得することで、属州民の富を奪ったのである。

「公務は進行しなければならない。そして、国家の中で万事が無活動になったならば、国家は滅びる。都市、職能団体、都市同盟、個人が金を借りなければならないような場合は多くあったし、また、金を借りる必要はあまりにも大きかった。軍の荒廢、政務官の略奪、職務担当者の公金私消、日ごとに強くなる悪い習慣の穴埋めをするためにすぎなかったにせよ。なぜなら、これほどに人が富んだことも、これほどに貧しかったこともかつてないのだから」(EL, 22-22, al.19)。

『法の精神』では、グラックス兄弟は、農地法改革ではなく、司法制度改革の担い手として登場する。ローマの国制に関して第 11 編で議論されるように、グラックス兄弟が元老院議員から裁判権力を奪って、それを騎士層に委ねることで権力の均衡を喪失させたのは「ローマ暦 630 年〔前 124 年〕」であった。このとき「騎士はもはや人民を元老院に結びつけていたあの中間階層ではなくなった」(EL, 11-18, al.18)。モンテスキューにとって、ローマの内乱は、貴族と人民の間の三権力の配分の均衡が決定的に失われたことで生じたのである。「ローマにおいて裁判の権限が租税取立人に移されたとき、もはや徳も治安も法律も役職も役人も存在しなかったのである」(EL, 11-18, al.20)。騎士層は、属州において租税徴収を担うと同時に、さらに属州民が、その租税支払いのために必要とした年 12 パーセント、あるいはそれ以上の高利を伴う消費貸借から利益を得た。モンテスキューは、グラックス兄弟の時代に至る騎士層の存在の由来こそが、ローマに極端な不平等が生じた歴史的文脈を説明するものであることを明らかにしたのである。

## 2) 共和政ローマにおける富の不平等の増大と「自由の精神」の喪失

『法の精神』の執筆後に書かれたドンヴィル宛の書簡の草稿において、モンテスキューは、近代イングランドと古代共和政ローマの富の源泉を比較する。イングランドの商業国民は「商業と勤労の精神」を共有し、取引相手国との相互的な必要に基づく商業活動の拡大を通じて自らを中間層として形成した。彼らは、その君主に対する独立性に由来する「自由の精神」をもち、代表制を媒介とした「意思の行使」を通じて立法権力に影響を与えることで制限政体を維持したのである。これに対して、共和政ローマの拡大は軍事支配を目的とし、その富の主要な源泉は被征服国からの略奪と租税の徴収だった。そこで、属州からの租税徴収を通じて「最も富める者」として次第に自らの社会的勢力を形成したのが騎士層だったのである。モンテスキューは同じ書簡草稿で、衰退し行く共和政ローマの農村に豊かな土地をもち、属州で租税徴収に携わることで自らを「中間層 (*gens médiocres*)」として形成した騎士層を、イングランドの商業国民によって形成された中間層と比較して次のように書く。

「キケロは、共和国の状態を語りながら、これらの中間層の人々について語っています。彼は言います。『誰が良き党派 (*bon parti*) を形成するのか。それは農村の人々や商人であるのか。彼らは、自分たちが平穩であるからには、どんな政体でも構わないのだ』。このことは、イングランド

の政体には全く適用できません。そして、私が『法律 (Lois)』に関する著作〔『法の精神』〕で土地の性質に関して述べたように、たとえ、これらの職業の本来の精神が、その本性によって静穏へと向かわせるとしても、キケロがここで言っていることは、私がここで語らなければならないローマの政体の特殊な不都合にしか関係していないのです」(Montesquieu, 1991, p.600)。

共和政ローマにおいて騎士層が自ら「軍団の騎兵」を形成し、財産評価に応じた租税を負担した時代、彼らは「人民を元老院に結びつけていた中間階層」でありえた。セルウィウス・トゥリウスによって制定され、共和政期を通じて存続した財産評価は、財産に応じて課税の負担を規定することで、ローマにおける一定範囲内での経済的平等を維持するのにも貢献した。「民主政においては実質的平等が国家の真髄ではあるが、それは打ち立てるのが非常に困難であるから、この点について極端に厳密であることは必ずしも常に適当とは限らない。差別を減少させ、あるいは、ある限度で固定させる財産評価が設けられるだけで十分である。その後で、個別的な諸法律が、富める者にはそれらの法律が課する負担によって、また貧しき者には、それらが認める軽減によって、不平等をいわば平等化すべきなのである。この種の調整のために提供あるいは我慢することができるのは中程度の金持ち (richesses médiocres) だけである。なぜなら、過度の資産家は権力と名誉を与えてくれないものをすべて一個の侮辱とみなすからである」(EL, 5-5)。モンテスキューは、ドンヴィル宛書簡の草稿で『法の精神』の第 18 編第 1 章「土地の性質はいかに法律に影響するか」を参照しているが、この章では、正確には、財産の保護の必要と政体の形式との関係に関して次のように書いていたのである。

「一国の土地の良さはおのずからそこに依存性 (dépendence) をもたらす。人民の主要な部分をなす農村の人々は自分たちの自由にそれほど執着していない。彼らは自分たちのこまごまとした仕事をかかえ込んで、あまりにも忙しい。財物が溢れている農村は略奪を恐れ、軍隊を恐れる。キケロはアッティクスに言った。『誰が良き党派を形成するのか。われわれが商人や農民は君主政に反対していると想像するのでない限り、この連中がそうなのであろうか。彼らは、自分たちが平穏であるからには、どんな政体でも構わないのだ』。／こうして、一人による統治はよりしばしば肥沃な地方に見出され、多数による統治は、そうでない地方に見出される」(EL, 18-1)。

モンテスキューは『法の精神』の第 18 編で、軍勢力を担う最強者に対する依存性の拒否に「自由の精神」を見出した。古代ゲルマン人の習俗の中に見出されたように、公民が武器を手にして自らの生命と財産の安全を防衛することが、政治集会において多数者が「意思の行使」を実現する条件となったのである(定森, 2005)。共和政ローマでは、平等と質素が維持された時代、公民自らが祖国防衛に参加し、租税を支払うことで自らの公民生活の安全に責任をもった。「国家の収入とは、各公民が自分の財産の残りの部分の安全を確保するために、またはそれを心地よく享受するために供

与する公民の財産の一部である」(EL,13-1)。家長たる公民は、同等者としての役職者以外の何ものにも従属せず、公民自ら財政的、軍事的義務を担うことを条件に、集会での「意志の行使」を実現し「多数による統治」に固有の「自由の精神」を共有したのである。これに対して、ローマがイタリアの外部に征服を拡大し、属州からの租税によって公費が賄われるようになるのに応じて、公民は自らの安全に責任をもつための経済的、軍事的義務を負うことが次第になくなっていった。何より中間層を形成するはずの騎士層が、しばしば公共の福祉を犠牲に、属州からの租税徴収を通じて莫大な私的な富を蓄積し、軍事義務を放棄していったのである。こうして、軍事的、財政的義務は、もはやローマの公民権の基礎を成さなくなっていった。

モンテスキューは『法の精神』の第18編第1章で参照したキケロの「誰が良き党派を形成するか」という問いを、ドンヴィル宛書簡の草稿で再び取り上げ、それをキケロが生きた共和政末期のローマの具体的な歴史的な文脈に置いた。そうすることで、この問いを、かつては人民と元老院を結びつけていた中間層を形成した騎士層の腐敗の問題として明確化したのである。『法の精神』では、共和政体の原理の内実は「法律と祖国への愛」として定義される(EL, 4-5)。ローマでは、共和政の創設から十二表の法律制定に至る時代、公民はこの「法律と祖国への愛」を保持したがゆえに、貴族と平民の対立は公共の福祉を侵害することなく、むしろ、この対立は「衰退する国制を擁護する者とそれに勝る国制を提唱する者との間の高貴な競争」として展開した。「抗争は国制に打撃を与えたが、統治を弱めはしなかった。なぜなら役職者が権威を保っているかぎり、役人がどの家族の出身であるかはあまり重要ではなかったからである」(EL, 11-13)。ローマの国制が、政治的、経済的な平等を実現し「矯正」の過程にあった時代を通じて、その公民は、法律の享受に関して平等でありながら、政治的役職者の選出に関しては、より多くの租税を負担することで権威を有した貴族を選んだのである(cf. EL, 11-13; 2-2)。「公民が貢租を支払っていた間は、貢租は極めて公正に徴収されていた。セルウィウス・トゥリウスの定めた制度に従って、全公民は富の等級によって六階級に分けられ、各人の統治への関与に比例して各人の租税負担分が定められた。この結果信望の大であるために、貢租の大を忍び、貢租の小によって信望の大であることを諱めるということになったのである」(EL, 11-19)。これに対して、財産評価が形骸化する過程で「信望の大」が「貢租の大」によって基礎付けられることはなくなり、役職者の権威が失われることで、国内の対立は共和政の「統治」それ自体を弱体化させるようになったのである。

この歴史的な文脈の中で、モンテスキューは第11編第19章「ローマの属州の政体について」の注釈では、被征服国からの略奪と租税徴収を通じて蓄積した莫大な富の増大の帰結として「マケドニア戦争の後、ローマでは貢租が中断された」ことを指摘する。そもそも「セルウィウス・トゥリウスの階級区分はいわば国制の根本原理であったので、貢租徴収における公正は政体の根本原理に由来し、政体もろともでなければ取り去ることができなかった」(EL, 11-19)。そして、共和政ローマの「政体の根本原理」の喪失を象徴する社会集団として出現したのが「属州を苦しめた共和国の租税取

立人である騎士」に他ならなかった。モンテスキューが解釈するキケロに従えば、このような時代に公共の福祉を無視し、しばしば公金私消を伴う徴税によって富を蓄積し、「自分たちのこまごまとした仕事をかかえ込んで、あまりにも忙しい」騎士層に「法律と祖国への愛」をもつ「良き党派」を期待することはできなかった。「租税取立人という儲けの多い職業が、さらにその富によって尊敬される職業となると、すべては失われる。諸専制国家でのそれは、彼らの仕事がしばしば総督自身の職務の一部となるから良いかもしれない。共和政におけるそれは、良いことではない。そのようなことがローマ共和政を滅ぼしたのである」(EL, 13-20)。

ローマの属州で租税徴収を担った騎士層は、共和政にとって有害な、家産に支えられたある種の貴族に転化した。「これ〔租税徴収〕で得られる利益はやがて家産の一つと見なされ、貪欲がそれを気の向くままに広げてゆくであろう。徴税請負金は引き下げられ、国庫収入は皆無にされてしまうであろう」(EL, 5-8)。グラックス兄弟が裁判権力を元老院から騎士層に移転したとき、政治権力の配分の均衡は破壊された。法律が、公民の生命と財産の安全を保障しなくなって以降の共和政ローマでは、富裕者は、もはや自己統治、あるいは直接的な政治参加としての「自由」に執着せず、政敵から家産を守るために軍勢力を担う最強者への依存を強めていったのである。「極端な腐敗は、貴族が世襲的になるとき生ずる。彼らはもはや節度というものをほとんどもつことができない。貴族が少数であれば、権力はより大になるが、安全は減少する。彼らがより多数であれば、権力はより小さく、安全は大きい。こうして、権力が増大し、安全が減少していくにつれて、過度の権力と過度の危険とを一身にもつ専制君主にまでに至る」(EL, 8-5)。

モンテスキューは、第22編第22章で、ローマにおいて共和政期を通じて存在し続けた高利の歴史を描き出すことで、その富の源泉を明らかにすると同時に、この高利を国内における年ごとの富の不平等の拡大の指標とした。そこでの富の不平等の拡大は、政治的、軍事的権力が特定の少数の有力者に集中することを意味した。キケロが生きた共和政末期のローマにおいて、富裕者が、その富を享受するために求めた静穏は、騎士層を代表とする有力な公民が公共の福祉へのいかなる考慮もなしに国家の収入から汲み出された莫大な富を私的に蓄積するに至った「ローマの政体の特殊な不都合」に由来したのである。ローマでは、統治者と被治者との明確な区別が生じ、多数の公民の極少数の統治者に対する依存と服従の状態が生まれた。ローマ人は、自らの同意した法律によって自らを統治するための前提条件となった「自由の精神」を失ったのである。

古代の共和政ローマは、軍事的に対外拡張を継続し、富の平等と質素が維持されたイタリア半島を統一する以前の時代には、公民の間で「祖国と法律への愛」が共有され、貴族と平民の対立が内乱に転化することはなかった。しかし、以降、征服国からの略奪と属州からの租税徴収によって祖国の利益を顧みずに獲得された莫大な富によって、「かつて人民を元老院に結びつけていた中間層」であった騎士層は一大勢力を形成し、政治権力を増大させた。結果として、国内における富の極端な不平等は、ローマが対外的に行使した軍勢力が翻って国内に向けて行使される原因となったのであ

る。これに対して、近代のイングランドでは「商業国民」が中間層を形成した。この国では、一定範囲内での富の不平等が存在しながらも、公民が代表制を伴った国制を媒介に政治参加することで、異なる利益をもつ集団間における権力の相互抑制が実現したのである。

以降、本論では、まず、イングランド人の商業取引の内実を明らかにするために、この国の利子率の在り様を議論する。そこから、なぜ、モンテスキューが、この国の中間層が富の源泉を自らの勤労と商業に求めた限りで、国内的には制限政体が永続すると同時に、対外的な関係においても、この国が、将来的な平和の確立に貢献することができるかと期待したのか、その理由を明らかにする。さらに、「君主政の形式」をもつイングランドの国制が、君主の担う軍事力の制限を可能にし、そのことが、立法権力と執行権力の双方からの「裁判権力の分離」を制度的に保証する条件となったのに対して、なぜ、共和政末期のローマでは、軍事的な暴政が、裁判権力の濫用に帰結したのかを論証するべく試みる。

### III. 共和政ローマと近代イングランドにおける軍事権力と民事権力の関係

#### 1) 近代イングランドにおける商業と国制：議会による軍事権力の制限

モンテスキューは、彼と同時代のイングランド人を「商業国民」として認めた。この国民は、特にヘンリー 8 世（在位 1509–1547）以来の数世紀の歴史を通じて、自らの労働の生産物の交換に基づく商業によって富を漸次的に蓄積し中間層を形成した。イングランドでは、少ない利益の蓄積から長期的には大きな富を築く「勤儉の商業」が肯定され、奢侈は「虚栄心の洗練ではなく、実態のある必要に基づく堅実な奢侈（*luxe solide*）」に制限された（cf. EL, 19–27, al.56）。だからこそ、この国民は高利に依拠する必要がない。モンテスキューは『随想録』において、イングランドの利子率に関して次のように書いている。

「イングランドでは、利子は 4 パーセントであると言われる。ベイト氏が私に言ったところでは、イングランドでは、まずはそれを 3.5 パーセントに、そして次に 3 パーセントに減らそうと考えられている。そうすれば、減価償却分の基金を 200 万 [スターリング] に引き上げることができ、利子に対する利子によって、短期間のうちに国家の負債を払うことができるようである」(Montesquieu, 1991, p.522)。

『法の精神』の分析に従えば、古代ローマで、法律の禁止にもかかわらず、慣習によって年 12 パーセント、あるいはそれ以上の利子率が存在し続けたのは、共和政の初期においては被征服国からの略奪、そして征服をイタリアの外部に拡大して以降は属州からの租税徴収が可能にした莫大な利益によってだった（cf. EL, 22–22, al.9）。これに対して、イングランド人の商業は自らの勤労に由来する生産物の交換に基礎づけられるため、その富の増大の規模に対応する年 4 パーセント以下の利子

率によって成り立つ<sup>(8)</sup>。イングランド人は「この国が有利な商業で恩恵を与えようとする国々」と商業を行う (EL, 19-27, al.30)。「商業の自然の効果は平和へと向かわせることである。一緒に商売をする二国民は互いに相寄り相助けるようになる。一方が買うことに利益をもてば、他方は売ることにも利益をもつ。そしてすべての結合は双方の必要に基づいている」(EL, 20-2)。モンテスキューは、古代ローマに見られた帝國的な「主従関係」ではなく、商業を媒介とした共和政的な「同盟関係」として、近代のヨーロッパに出現した商業社会の秩序を見出したのである<sup>(9)</sup>。モンテスキューは、『法の精神』の第19編第27章では条件法を用いることで、あるべきイングランドの理想像を描き出すが、この島国の特殊性を考慮して次のようにも書いている。

「もしこの国民が島に住んでいるなら、征服的にはならないであろう。なぜなら、離ればなれに存在する征服地はこの国民を弱めることになるからである。もしこの島の土地が肥沃であれば、なおさらこの国民は征服的にはならないであろう。なぜなら、彼らは富裕になるために戦争をする必要がないからである。そして、どの公民も他の公民に依存していないので、各人は幾人かの公民あるいは唯一人の公民の名誉よりは自分の自由のほうを余計に重んずるであろう。ここでは軍人は、有益でしかもしばしば危険でありうる仕事に従事する者と見なされ、国民自身にとっても骨の折れる任務を負うものと考えられている。だが、文民としての資格の方がここではより尊敬されるであろう」(EL, 19-27, als.27-28)。

モンテスキューは、近代に動産の交換を通じて世界規模で形成された商業社会を「すべての社会を構成員としたただ一個の国家」として認めた<sup>(10)</sup> (cf. EL, 20-23)。モンテスキューにとって、イングランドは、ヨーロッパにおける島国という例外性にもかかわらず、この世界規模で展開する商業社会の範例に他ならなかったのである。商業を通じて国際的に形成される関係は、国内において形成される関係の反映に他ならない。世界規模での商業社会の原理は、理念として、それを構成する諸国家にも適応しなければならない。イングランドの公民は、自らの商業活動を通じて独立性を維持し、一定範囲内での富の平等を維持するがゆえに、君主政に固有の身分的区別に由来する「幾人かの公民、あるいは唯一人の公民の名誉」よりも、各人が君主の如く「意志の行使」を実現すること

---

(8) 17世紀のイングランドにおける利子率に関する思想家たちの関心の増大については、Tucker (1960)、杉山 (1963) を参照。なお、16世紀以降のヨーロッパにおける利子率の下落の原因は、『法の精神』、ヒュームの『政治論集』ならびに『イングランド史』、そしてアダム・スミスの『国富論』が関心を共有する重要な主題であるが、この問題に関しては、稿を改めて議論する予定である。

(9) 「もしこの国民が植民者を遠隔地に送るようなことがあれば、それはその支配権よりはむしろその商業圏を拡大するためにそうするのであると言えよう」(EL, 19-27, al.34)。

(10) モンテスキューは、1733年から34年の間に書かれたとされる『普遍的君主国論』でも、ヨーロッパはもはや「複数から構成されたひとつの国家」に他ならないと主張していた。この論稿では、ヨーロッパ諸国は、商業を通じて、すでに相互依存関係に置かれ、だからこそ近代においては、もはや帝國的拡大を試みる「普遍的君主国」は可能ではないとされる (Montesquieu, 1951, p.34)。

で「政治的自由」の条件そのものを創造する「自由の精神」を重視する。イングランド人の「自由の精神」は、世界公民としての存在様態に由来し、国家は、それ自体の栄光のための愛の対象であるよりも、商業圏を確立するための媒介に他ならない。モンテスキューは、商業が形成する「すべての結合」は双方の必要に基づくと考えた。この相互性に基づく商業の在り方こそが、「公民間の関係」において、場合によっては特定の「道徳的徳」に対立しながらも、「ある厳密な正義についての感情」を生み出すのである。

「商業の精神は、人間に、ある厳密な正義についての感情を生み出す。この感情は、一方で略奪と対立し、他方で、道徳的徳、すなわち人に利益を必ずしも厳密に主張しないようにさせ、他人の利益をはかって、自分の利益を顧慮しないようにさせるあの徳と対立する。これと反対に、商業を全くなくしてしまうと、アリストテレスが獲得の仕方のひとつとして数えた略奪が出てくる」(EL, 20-2)。

モンテスキューにとって、商業の発達した近代社会では、公民に、古代の共和政のような極端な平等と質素を前提にする「祖国への愛」を期待することは不可能だった。しかし、モンテスキューの考える共和政は、必ずしも純粋な「法律と祖国への愛」としての「徳」を要請するわけではない。「民衆政体のもとに生活していたギリシアの政治家たちは、徳の力以外にはこの政体を持続させる力を認めていなかった。今日の政治家たちがわれわれに語ることと言えば、手工製造業や商業や財政や富、さらには奢侈についてだけである」(EL, 3-3)。商業が発達したイングランドでは、代表制を媒介に制限政体が実現され、立法に公民の意思が反映されることで「法律への愛」が生まれた。「商業の精神」が存在する社会では、「祖国への愛」がなくとも、商業の前提となる財産の安全が保障され、商業の利益を尊重する法律が制定される限りで「法律への愛」が維持されたのである。こうして、近代社会においては、国家間の対立が問われる際に「祖国への愛」が、むしろ「破壊的偏見」として出現しうる条件が生まれたのである (cf. EL, 19-27, al.29 ; 20-1)。この偏見を和らげる役割を果たすものとして、イングランドの商業は対外的な文脈において平和の構築に貢献する。さらに、国内的な観点から見ると、この商業国民によって支えられる国制は、その政体が専制へと転化しうるのを避けるために君主が担う軍事力を制限する役割を果たす。

モンテスキューは『法の精神』において、「国制の法 (droit politique)」を「治める者が治められる者に対してもつ関係における法律」として、「公民法 (droit civil)」を「全公民が相互の間でもつ関係における法律」として規定した。さらに「国家状態 (état politique)」を「個々のすべての力の結合」として、「公民的状态 (état civil)」を「意思の結合」として規定した上で、「すべての意思が結合することなしには、個別的な力は結合しえない」ことを確認した (EL, 1-3)。このように、『法の精神』の議論に従えば、法律の制定によって生命と財産の安全の保障が合意されて後、初めて、それを防衛するために軍事力が形成される。国家が存在する以前の「自然的な独立性」、つまり「放縦」の

状態においては「人は望むべきことを行う」。これに対して、国家の設立に伴い、「意思の結合」の結果として法律が制定されると、その法律の執行のためには裁判が要請され、その侵害に対しては法律に実効性を保証するものとして「個々の力のすべての結合」の結果である軍事力が対峙する (cf. EL, 26-15)。「一般的な力 (force générale) は唯一人の手中に置かれることも、あるいは数人の手中に置かれることも可能である」(EL, 1-3)。このように「意思」と「力」の結合の様態が、君主政と共和政の双方における軍事力と法律の関係性を明らかにする際に重要な意味をもつのである。

まず、「法律を執行させる者が自らは法律の上位にあると思っている君主政」では、唯一人の軍事力の担い手である君主が、その臣民に対して「法律の力 (force des lois)」を強制する (cf. EL, 3-3)。イングランドは「君主政の形式」を維持し、そこでは君主が執行権力を持ち、軍隊はその命令に服することで、人民は君主の専制的な支配に晒される潜在的な危険を常にもった。「この国民は、かつて恣意的権力のもとに従属していたこともあるので、いくつかの場合についてその形状を残しているであろう。自由な政体の基礎の上に、しばしば絶対的政体の形式が見出されるといった具合に」(EL, 19-27, al.45)。だからこそ、君主の執行権力が暴政に転化しないためにも、軍隊の兵士が人民と同じ精神と利益を共有するか、あるいは、立法権力が、軍事費支出の停止などによって常に軍隊運営を停止する権限をもつことが必要とされたのである<sup>(11)</sup> (cf. EL, 11-6, als.59-60)。モンテスキューは、第11編第6章ではイングランドの国制に関して次のように書いていた。

「執行する者が抑圧できないようにするためには、彼に委ねられる軍隊が、マリウスの時代までのローマにおいてそうであったように、人民であって、人民と同じ精神をもっていなければならない。そして、そうあるためには二つの方法しかない。その一つは、軍隊において使用される人々が他の公民たちに対して行動の責任を負うに十分な財産を持ち、ローマにおいて行われていたように、一年限りで兵役に就くことである。他の一つは、常備軍が設けられ、その兵士が国民の最もいやしい部分である場合には、立法権力が欲すれば直ちに常備軍を解体でき、また兵士が公民と一緒に住み、別個の野営地や兵舎や要塞を設けないことが必要である」(EL, 11-6, al.61)。

モンテスキューは、イングランドの国制を分析することで、裁判権力は諸個人、もしくは諸集団の間の諸利益や諸情念の対立の影響から護られるべきことを主張した。立法権力は「国家の一般意思」を規定する役割を担い、軍事、外交、安全の確立、侵略の予防に関わる執行権力は「一般意思の

---

(11) なお、『法の精神』に最終的には組み込まれなかった草稿では次のように書かれている。「ついには、これらの国々では、立法府の代表者たちを軍隊が受け入れることに慣れさせた。この立法府は、軍の糧秣を供給するという口実、あるいはその他の口実において、軍隊に直接的な命令をすることはしないにしても、それを指導した。これは穏健な方法である。部隊は、その指導者として軍人を見出すか、その指導者自身が〔立法府に〕依存していることを見出すのであり、この部隊もその状態に留まることになる」(Montesquieu, 1951, p.998)。

執行」を担うが、これらの二つの権力は「およそ個人に対して行使されるものではない」がゆえに役職者、もしくは常設的な団体に与えられてもよいとされる (EL, 11-6, al.16)。これに対して「公民の法律」の執行に関わる裁判権力は、国家の「個別意思」として個々具体的な公民に対して行使されることがある。イングランドでは、公民の生命と財産の安全を保障するためにも、裁判に際して「個々の力すべての結合」の帰結に他ならない軍事力の影響が及ばないようにする必要がある。モンテスキューは、そのために軍事を担う執行権力からの「裁判権力の分離」を提案したのである。イングランドでは、「商業と勤労の精神」をもつ中間層が、国家と公民の安全を守る軍隊の維持のために税を支払い、その代表者が立法権力の中心的な担い手となった。この立法権力は、軍事力によって法律が無力化されないためにも、場合によっては軍事費支出を中断させることで、軍隊を解体する権限を常にもつ。君主は、軍隊の指揮権をもつことで、常に法律を侵害しうる物理的力をもつが、イングランドの国制は、議会がこの軍事力を制度的に制限することで、公民の安全を守り、法律に基づく統治を実現したのである。

## 2) 共和政ローマの腐敗と軍事的専制の出現

近代イングランドとは異なり、「君主政の形式」をもたず「法律を執行させるものが彼自身法律の下位にあり、その重荷を背負うだろうと感じている民衆政体」では、公民全体が「法律と祖国への愛」に由来する「誠実さ」を共有すると同時に「法律と祖国の防衛者」として武器をもつことで、法律の上位に軍事力を認めることはない (cf. EL, 3-3)。「共和政の国々においては、武官的職業を、文官的な職務をもつ身分とは異なる一つの特異な身分とするのは非常に危険であろう」(EL, 5-19)。古代ローマでは、前 509 年に僭主タルクイニウスの追放によって共和政が創設され、前 451 年から前 450 年にかけてローマで初の成文法である十二表の法律が制定されたとされる。この時代の共和政ローマでは、一方で、財産評価に基づいて政治権力が配分されることで制限政体の実現し、他方では、法律の制定と役職者の任命が、少なくとも形式上は、公民全体の「意思の結合」の結果と見なされることで、公民は「法律と祖国への愛」を共有した。<sup>(12)</sup> なにより、十二表の法律の制定のために十人衆が任命されたのは、平民が「気紛れな意思や恣意的な権力の影響が裁判に及ばないようにするための確固とした法律」を定めることを要求し、「多くの抵抗の後に」元老院の同意を得たからであった (EL, 11-15)。

確かに、モンテスキューは、共和政の「原理」である「徳」を公民が理想的な形で共有したこの

---

(12) 「十二表の法律が作られた時代には、ローマにおける習俗は素晴らしいものであった」(EL, 19-24)。なお、アンドレ・マグドレンは、その共和政期のローマ法の歴史の研究において、人民の意志が十二表の法律に反映され、法律は、人民の主権的意思 (volontés souveraines) に発するという虚構が成立したのは、十二表の法律が制定された前 5 世紀半ばよりも遅れて、前 3 世紀頃であったとする (Magdelain, 1995, p.109)。

時代に、十人衆の専制が貴族と平民による合意の意図せざる結果として生まれたことの逆説を認める。「彼ら〔十人衆〕はほとんど相容れない党派に対して法律を定めなければならないのだから、大きな権力を与えられなければならないと人は信じた。〔…〕共和政において、十人だけが全立法権力、全執行権力、全裁判権力を握っていた。ローマは、タルクイニウスと同じくらい厳しい暴政に屈服させられた」(EL, 11-15)。しかし、モンテスキューは、ローマ公民がこの専制を転覆させ、共和政を回復しえた理由を説明することで、むしろ、『法の精神』が各々の政体を「動かす情念」として提示する政体の「原理」の論理の整合性を証明するのである。モンテスキューは、十人衆による暴政がいかなる制度であったかに関して、その頭首であったアッピウス・クラウディウスが、すでに婚約者のいた町娘ウィルギニアを強引に我が物にしようとし、娘の名誉と自由を守るために彼女をやむなく短刀で殺害せざるをえなかった父ウィルギニウスの悲劇に言及して次のように説明する。

「この暴政の制度 (système de tyrannie) は一体いかなる制度であったのか。これを生み出した人々〔十人衆〕は、公民の諸問題に通じているという理由だけで、政治的および軍事的な権力を獲得し、当時の情勢では、内において公民を支配下に置くためには公民の無気力を必要とし、外に対して彼らを守るためには公民の勇気を必要としていた。／貞節と自由を守ろうとする父親の手で殺されたウィルギニアの死という劇的な光景は、十人衆の権力を消滅させた。各人は自由になった。なぜなら各人が侮辱されたからである。すべての人は公民となった。なぜなら、すべての人が自分も父親であると感じたからである。元老院と人民とは、わらうべき暴君たちに信託していた自由を回復した」(EL, 11-15)。

モンテスキューは、第 11 編第 6 章でイングランドの国制を議論した際に「裁判権力が執行権力と結合されれば、裁判役は压制者の力をもちうる」ことを認めた (EL, 11-6, al.5)。ローマの十人衆は、その「政治的および軍事的な権力」を背景に压制者として法律を執行し、法律の上位に自らを位置づけたのである。十人衆がすべての政治的権力を掌握したことは、共和国の法律が公民全体の「意思の結合」の産物であることを止め、この十人衆の意思、あるいはその頭首であったアッピウス・クラウディウスの意思のみが、法律を媒介せずに拘束力をもったことを意味する。「ローマ史を見ると、単独の裁判役が、どれほどまでその権力を濫用できるかが分かる。自分の作った法律すら破ったアッピウスは、その裁判所で法律を無視しなかったと言えようか」(EL, 6-7)。しかし、軍隊の指揮権が十人衆に委ねられたとしても、兵士の役割を担ったのは「法律と祖国への愛」を共有する公民だった。公民が有徳な習俗を維持し「法律と祖国の防衛者」として軍事参加したこの時代には、たとえ一時的に公民が「無気力」の中にまどろんでいたとしても、彼らの「勇気」は、自らが公民であり父であることを思い出させる出来事によって喚起され、暴政を打倒しうるものだったのである。<sup>(13)</sup> 「ローマの人民は、他の人民以上に劇的な光景に動かされた。ルクレティアの血まみれの体を見たことが人民に王政を廃止させた。傷だらけになって広場に現れた債務者が国家の形態を

変えさせた。ウィルギニアの血を見たことが十人衆を追放させた。マンリウスを処刑させるためには、人民にカピトルが見えないようにしなければならなかった。カエサルは血まみれの寛衣がローマを再び隷属状態に置いたのである」(EL, 11-15)。

共和政期を通じてローマにおける政体の創設、保持、回復、あるいはその公民の隷属化が、劇的な光景によって引き起こされたのは、武器保有を認められた公民の習俗が最終的に国制の基礎を支え、こうした特別な出来事が起こるたびに、彼らの情念が呼び覚まされ、この習俗が政体の形式に反映されたからである。「習俗は法律を表現し、生活様式は習俗を表現している」(EL, 19-16)。モンテスキューは、近代のイングランドでは、君主が指揮権をもつ軍勢力が国制によって制限されたがゆえに、この国を「習俗が法律に従った」例として取り上げた。これに対して、彼は、公民が自ら武器をもった古代の共和政ローマを「法律が習俗に従った」例として認識したのである (cf. EL, 19-26 ; 19-27)。

共和政ローマの国制の基礎は、財産評価に従い、財産に応じて投票の権利をもち、自らの意思に従って法律を形成する公民が、その財産と法律を護るために軍事的、財政的負担を担うことに存した。「共和国に対する自分たちの行動について責任を負うに足りるだけの財産をもつものは軍人となるべきだというあの原理の上に、ローマの国制は基礎をおいていた」(EL, 11-18, al.19)。しかし、十二表の法律制定の時代以降、次第に富の不平等が拡大し、奢侈が増大した結果として、法律と祖国に対する誠実さは失われ、財産評価は弱体化する。結果的に、第三次マケドニア戦争 (前 171-前 167) の勝利で得られた莫大な富により、ローマ公民に対する貢租が中断されることで、彼らは公民の財産の安全のために支払われるべきであった租税の義務から解放される。

また、グラックス兄弟の時代には、騎士層は、しばしば公金横領を伴った属州からの租税徴収を通じて「最も富める者」となった。「この都市が貢租を難なく支払ったり全く支払わなかったりしていた間、属州は共和国の租税取立人である騎士たちによって苦しめられていた」(EL, 11-19)。この騎士層が軍事参加を忌避するようになり、「別の騎兵」が属州から得られる国家収入で徴集されるようになったのである。ローマでは「徳」が失われ、全く逆に公共の福祉を重視しない「個別的な利益」の「恒常的な優先」こそが、公民が共有する「政体を動かす情念」になったのである (cf. EL, 4-5)。「マリウスは軍団にあらゆる種類の人間を採用した。そして共和国は滅んだ」(EL, 11-18, al.19)。マリウスが、自らの軍隊に政治参加の権利をもたない無産市民を徴用したことは、法律を制定する権限をもたない公民が「法律と祖国の防衛者」として武器をもつことを止めたことを意味する。

こうして、国家の防衛とローマ公民自身の安全のために必要とされた租税と軍事参加の義務は、政治参加の権利をもたない非公民が担うようになった。騎士層を初めとする富裕者は、その財産の

---

(13) 『法の精神』の第6編第15章「人民が有徳である場合には、刑罰はごくわずかしかなければならないこと」で描かれるように、ローマ公民の「自由の精神」は、十人衆の圧制を打倒し、十二表の法律によって規定された「残酷な規定」それ自体を後に緩和することになる。

安全のために、公民ではない兵士を率いる軍事指揮官に依存するようになる。<sup>(14)</sup>モンテスキューは、ローマにおける共和政の消滅を、公民が法律と祖国の防衛を放棄するのと時を同じくして、有力者が、自らの権力と家産の防衛という個別的利益を目的として国家制度と法律を利用するようになった事実に見出したのである。

モンテスキューは、イングランド人の習俗に関して次のように書いていた。「自由な国民は解放者をもちうる。従属的国民は別の抑圧者をもちうるだけである」(EL, 19-27, al.19)。十人衆の時代とは異なり、マリウス、スッラの時代には、ローマ公民は「法律と祖国への愛」として理解された「徳」をすでに失い、属州統治を通じて富裕になった有力者の「従属的国民」となることで「別の抑圧者」を迎えることになる。モンテスキューは、ドンヴィル宛書簡草稿において、スッラが政敵であるマリウス一派を打倒する目的で属州から帰還した際に行ったローマの略奪の原因を説明するに際して、ローマの富の源泉であった被征服国からの略奪と租税徴収を、イングランド人の富の源泉であった商業と勤労と比較し、次のように書いていたのである。

「ローマが、スッラのもとで無政府状態に陥り始めたとき、将軍たちは自らの兵士たちにこの都市の略奪を許し農村の財産を与えたのです。静穏な政府だけしか、財産の所有を保障することはできませんでしたが、内乱が開始されるや土地財産の所有者や商人たちは絶望に追いやられました。このことはどこに由来するのでしょうか。それは[...] 国家に本来あるべき姿の富が、有力者たちによる略奪や徴税請負人の横暴に場を譲ったことによるのです。あなたの国民〔イングランド人〕を維持するもの、それは大きな富の源泉が同じであり、その他のより大きな富の源泉によって枯渇されないことにあるのです。したがって、あなた方の国家の賢明さは、巨大な財産が〔被征服国からの〕税の賦課によって得られるのではないことに存し、また、あなた方の法律が保障されるのは、その財産が、軍事的職務に就く者によってもたらされるのではなく、民事的職業に従事する者によって得られる財産が中庸を得たものであることによつてなのです」(Montesquieu, 1991, pp.600-601)。

スッラは貴族層を味方にしながらも、その軍隊は、ローマに財産をもたず、法律の制定に関して投票の権利をもたない無産市民から主に構成されていた。軍隊を従えた有力者を頭首とする諸々の党

---

(14) 実際にも、モンテスキューは『ローマ人』に1748年に追加された部分で、土地所有と祖国防衛の結びつきが失われた契機を明示している。「退廃に至るまでは、国家の基本的収益は兵士、すなわち農民に分配されていた。共和国が墮落してしまったとき、この収益はまず富んだ人間の手に入った。そして、彼らはそれを奴隷や職人に渡し、そこから国家は、その一部を貢納という手段で徴収し、兵士の維持のために使った。[ここまでが1748年度版の加筆] /ところが、この種の人間は戦争には不向きであった。彼らは怠惰であり、都市生活の奢侈と、しばしば彼らの生活術それ自体によってすでに腐敗していた。その上、彼らは、本来的に祖国をもたず、あらゆるところで自分の職業を活かすことができたから、失うものも、守るべきものもほとんどもっていなかった」(CR, ch.3, p.78 ; 35-36頁)。

派の対立は、公共の福祉を考慮しない武力を伴った内乱へと転化した。結果として、ローマの都市と農村に存在した公民の財産は、属州の富と同様に、それ自体が略奪の対象となったのである。「民主政には避けるべき両極端がある。民主政を貴族政または一人統治へと導く不平等の精神、そして民主政を一人による専制政治へと導く極端な平等の精神である。というのは、一人による専制政治はついに征服となるから」(EL, 8-2)。スッラは、征服者として、ローマの都市に軍隊を導き入れ、略奪した。スッラの専制は「集会を構成すべき公民」に属さない兵士によって構成された軍隊を背景に、強制力によって法律を課した体制に他ならない (cf. EL, 2-2)。

軍事的職務に就く者は、常に、法律を暴力によって無化することができる。だからこそ制限政体を維持するためには、まず民事的職業に従事する者が法律を制定し、その法律が軍事力の担い手によって無力化されないように国制が形成されることが不可欠となる。「すべての意思が結合することなしには、個別的な力は結合しえない」(EL, 1-3)。モンテスキューは、専制政体の基礎を、国家の外部に由来する「力の結合」としての軍事力が、「意思の結合」としての法律を転覆させることに見出し、この「事物の本性に由来する関係」の転覆を「征服」という概念によって理解したのである。『法の精神』の第5編第14章「法律は政体の原理といかに関係しているか」では次のように書かれている。

「専制政体の原理は恐怖であるから、その目的は静穏である。しかし、これは平和ではない。それは敵の占領が間近い諸都市の沈黙である。力 (force) は国家の中にあるのではなく、国家の基礎を築いた軍隊の中にあるのだから、国家を守るためには、この軍隊を保持しなければならないであろう。だが、軍隊は君公にとって恐るべきものである。それでは、国家の安全と一身の安全とをいかにして一致させるか」(EL, 5-14)。

『法の精神』の第11編第18章「ローマにおける裁判権力について」では、共和政ローマが君主政に変容する過程を通じて、ローマ公民に対する死刑判決が争われる刑事事件に関して、公民全体が人民集会での裁判に参加することを止め、裁判が役人によって担われるようになる過程が描かれる。十二表の法律制定の時代の共和政ローマでは、法律は、人民集会において公民全体の最終的な同意のもとに制定され、その法律は、少なくとも形式上は国家の「一般意思」を規定した。だからこそ共和政においては、民事事件に関しても、制定された法律はその文面に従って執行されなければならない、立法権力と裁判権力は人民集会において一体化していた (cf. EL, 6-3)。また、法律は、それが国家の「一般意思」を表現する限りで、公民の「誠実さ」によって自発的に遵守され、彼らはこの法律と祖国を防衛するために武器を取る理由をもった。そもそも「執行する者が抑圧できないようにするためには、彼に委ねられる軍隊が、マリウスの時代までのローマにおいてそうであったように、人民であって、人民と同じ精神をもっていなければならない」(EL, 11-6, al.61)。民兵制のもと、公民が軍事参加した共和政ローマにおいて軍事力に基づく裁判権力の濫用が回避されたのは、十人衆の

頭首アッピウス・クラウディウスの例に見られたように、人民全体が「法律と祖国への愛」を共有したからである。そのためにも共和政ローマでは「軍隊において使用される人々が他の公民たちに対して行動の責任を負うに十分な財産をもち、一年限りで兵役に就いたのである」(ibid.)。これに対して、公民の政治参加の権利と軍事参加の義務を規定した財産評価が弱体化し、有徳な習俗が失われたとき、莫大な富に支えられた有力者は公民の投票を買収し、法律は個別的利益を目的として制定されることで、その執行には強制力が必要とされるようになる。

こうして共和政末期のスッラやマリウスの時代に至り、公民が、もはや「法律と祖国の防衛者」として武器を担うことを止めたとき、軍事力を担った有力者が裁判権力を濫用しうる状況が生まれ<sup>(15)</sup>た。「判決が裁判役の個人的意見であるとしたら、人は社会において結んだ約束を正確に知らずに社会生活をするようになる」(EL, 11-6, al.17)。裁判権力は、法律に実効性をもたらす軍事力を前提に、国家の「個別意思」として個々の公民に対して行使される。また公共の利益それ自体の内実が問われる反逆罪に関する裁判は「公民間の関係」ではなく、「国家と一公民の関係」に関して争われる。そこでは、ある種の戦争状態が生じ、国家の軍事力が敵対する個々の公民に直接的に向けられる危険がある。<sup>(16)</sup>モンテスキューは、第12編第18章「共和政において反逆罪を過度に罰することがいかに危険か」において次のように書く。

「共和政は、その転覆を企てた人々を一掃することに成功した場合、復讐や刑罰を、さらに褒賞さえも、速やかに終わらせなければならない。／少数の公民に大きな権力を握らせることなしに、大規模な処罰を、したがって大規模な変革を行うことはできない。このような場合には、多くを罰するよりもむしろ多くを赦し、多くを追放するよりも少しを追放し、没収を増すよりも財産をそのままにしておく方が良い。国家の復讐の口実のもとに、復讐者たちの暴政が樹立されるかもしれないからである。彼らの問題は支配している者ではなくて支配を倒すことである。できるだけ早く通常の統治状態に戻すべきである。それは、法律がすべての者を保護し、誰に対しても武装しない状態である。[...]マリウスやスッラの戦争を見れば、ローマ人における精神がどこまで少しずつ荒廃していったかが分かる」(EL, 12-18)。

スッラは、自らの軍事力を背景に、不敬罪の恣意的な解釈を通じて公的訴追を政敵追放の手段として用いた。「不敬罪が明確さを欠くことは、政体が専制政治に墮するのに十分である」(EL, 12-7)。

---

(15) グラックス兄弟の時代からスッラの時代にかけて、裁判権力の運用が政治的闘争の手段となっていく過程に関する歴史学の研究としては、Gruen (1968) を参照。

(16) 「制限国家においては、最低の公民の一人でも重要であるから、長い審査を経た後でなければ彼から名誉や財産を奪うことはできない。祖国自らが彼を攻撃する場合でなければ、彼の生命が奪われることはない。しかも、祖国は生命を守るあらゆる可能な手段を彼に残さずに攻撃することはない」(EL, 6-2)。

イングランドでは、軍事権力を担う君主が圧制者となることを回避するために、公民からの租税によって維持されていた常備軍は、立法権力によって常に解散させることが可能だった。これに対して、共和政末期のローマでは、属州からの略奪と租税によって維持された軍隊を掌握した有力者が、圧制者として裁判権力を行使することを妨げるいかなる制約もなかったのである。モンテスキューは、ローマにおける、これら圧制者の由来を属州統治に見出した。スッラを初めとして属州統治を担った役人は、かつての十人衆と同様に、軍事と民事の権力が分割されていない立法、執行、裁判権力のすべてを一体として専制的に行使した。そして、スッラは、属州から、政敵であったマリウスが君臨するローマに征服者として帰還したのである。

モンテスキューは、第11編第19章における属州統治に関する議論の末尾で次のように書いている。「諸属州の力が〔ローマ〕共和国の力に何物も加えることなく、反対に、それを弱めるだけとなった事情は、以上の通りである」(EL, 11-19)。スッラが、裁判権力を、自らの国内の政敵に対して暴政的に行使したとき、ローマ公民は、もはや、自己の生命と財産の安全のために自ら武器をもつことはなく、むしろ、この安全の保持のためにこそ、軍事力を備えた強者に依存した結果として、暴政に対抗するための「自由の精神」をもたなかった。それは、法律がすべての者を保護することはもはやなく、この法律自体が、有力者の政敵に対して武装した状態に他ならない。スッラの時代には「ローマはすでに徳のかすかな名残しかもっておらず、カエサル、ティベリウス、カイウス、クラウディウス、ネロ、ドミティアヌス以降、その徳もよみがえるところか、ますます減少する一方だったので、ローマはますます奴隷的になった。すべての打撃は暴君に向けられ、暴君政治に向けられたものは一つもなかった」(EL, 3-3)。スッラの統治は、後のカエサル、アウグストゥス、そして、ティベリウスによって確立される、帝政期ローマの軍事的専制政治の原型を示すものに他ならなかったのである (cf. EL, 6-15)。

#### IV. 結論

『法の精神』の第11編第6章「イングランドの国制について」では、政治制度論の観点から、あるべき立法、執行、裁判権力の配分が説明され、第19編第27章では、この国制を支える習俗、生活様式の担い手であるイングランド人が「商業国民」として描かれた。モンテスキューは、イングランドの国制が、16世紀以降の商業の発展を前提に生み出されたことを認識しながらも、『法の精神』で、この国制が生成する歴史的過程を具体的に描き出すことはなかった。しかし、この著作の第11編の第6章で扱われるイングランドの国制は、同編の第12章から第19章で扱われる共和政ローマの国制と対比されていた。そして、古代ローマを分析対象とする際に立ち現れるのが、理論的構築物として提示されたイングランドの国制の議論からは捨象された歴史動態的側面だったのである。共和政ローマの国制に関しては、貴族と人民の権力が均衡を維持した制限政体が、いかにし

て破壊されたのが歴史的観点から描き出されたのである。『法の精神』におけるイングランドの国制に関する議論がもつ十全な意味を把握するためには、同時代的な観点から提示される軍事的、政治的権力の配分という政治制度論的分析と、歴史的な観点から展開される富の源泉とその配分に関する経済学的分析、これら両側面の相互関係を考慮することが不可欠なのである。

モンテスキューは、マキアヴェッリと同様に、ローマがイタリア半島を統一するまでの貴族と平民の対立が、公共の利益を目的とする法制度と国家の偉大の原因になったことを認めた (cf. CR 9, p.129 / 103 頁; EL, 11-13)。しかし、マキアヴェッリもモンテスキューも、単純に、国内対立を国家の繁栄の原因として肯定したのではない。なによりローマの共和政もまた、最終的には、その国内対立が原因となって崩壊したのである。むしろ、これら二人の思想家の関心は、いかなる歴史的、制度的条件のもとであれば、国内の対立が政体の崩壊に至らないかを明確<sup>(17)</sup>にすることにあった。『法の精神』の議論に従えば、制限政体は、同時代的観点から見たとき権力の抑制を実現する。しかし、歴史的な観点から見たとき、この権力の配分を大きく規定するのは、富の源泉と、その富の配分の在り方だった。1734年に出版された『ローマ人』から、1748年に出版された『法の精神』に至る間に、モンテスキューは、その経済学的思考を発展させた。このことが、ローマ史の解釈に際して、マキアヴェッリ、ハリントンらとは異なり、土地に限らず、動産をも含めた富の移転に関する分析を提示することを可能にした。この観点から、モンテスキューは、共和政ローマにおいて土地所有と政治権力の配分を結びつけた財産評価を素朴に前提することなく、むしろ、この制度の形骸化の歴史過程を辿ることで、共和政末期の軍事と政治に関わる権力構造の変容を説明したのである。

『法の精神』出版の後、イングランドの友人のドンヴィルに宛てた書簡の草稿で明示したように、モンテスキューは、共和政ローマが軍事的専制に転化したのに対して、イングランドが制限政体を維持し続けられるであろう主要な原因は、富の増大それ自体にではなく、富の源泉の相違にあると考えた。この富の源泉を分析する手段として、モンテスキューは「国制の在り方」に大いに関係している利子付貸借の歴史に注目したのである。モンテスキューは『法の精神』の第22編の第21章と第22章で、共和政期を通じてローマに存在し続けた高利が、それに対応する富の継続的な獲得を前提にしたことを説明する。この分析から、年ごとの富の不平等の拡大の規模と性質が明らかになったのである。ローマは富の源泉を非征服国からの略奪と属州からの租税に求めた。騎士層は、属州統治を通じて、公共の利益を顧みずに莫大な富を集積し、社会勢力を形成した。少数者への過度の富の集中は、権力の集中に帰結し、民兵制度の衰退と、それに代わる傭兵の利用は、軍事力に法律

---

(17) 多元主義的な観点から、モンテスキューのローマ史解釈において国内対立が「不協和の調和」として肯定されたとする解釈としては、川出 (1996, 180-189 頁), Larrère (2009) 等が挙げられる。しかし、なぜローマにおいて国内対立が、最終的には国家崩壊の原因になったのかを具体的に明らかにすることなくして、モンテスキューにおける「不協和の調和」の発想の思想的意義が十分に明らかになることはないと考えられる。

が従属する原因となった。これに対して、近代社会のイングランドでは、公民が、自らの勤労と商業によって富を獲得する。モンテスキューは、このことが、イングランド公民に一定の富の平等を維持し、彼らが軍事力の担い手に依存することなしに制限政体を永続させることを可能にすると考えたのである。確かに、モンテスキューは、イングランドの商業が征服に転化する可能性を認めていないわけではない。しかし、彼は、植民地の交易から得られる利得が戦争の主要な原因となった七年戦争（1756-1763）以前の時点において、この国の公民の「自由の精神」が政体を動かし、その富の源泉が、被征服国からの略奪や課税にではなく、自らの勤労と商業に求められる限りで、国内だけではなく、国外の植民地においても軍事的専制は回避しようという希望をもっていたのである。なにより、七年戦争は、モンテスキューが1755年に死去した翌年に開始されたのだった。

### 参 考 文 献

- Bibby, Andrew S. [2016] *Montesquieu's Political Economy*, New York : Palgrave Macmillan.
- Crane, Ronald S. [1941] «Montesquieu and British Thought» in *The Journal of Political Economy*, vol.49, Aug.
- Gruen, Erich S. [1968] *Roman Politics and the Criminal Courts, 149-78 B.C.* London : Harvard University Press.
- Jaubert, Charles [1901] *Montesquieu économiste*, Paris : Pédone.
- Larrère, Catherine [2005] «Montesquieu économiste? Une lecture paradoxale» in Catherine Volpilhac-Augier (éd.), *Montesquieu en 2005*, Oxford : Voltaire Foundation.
- [2009] «Montesquieu and Liberalism : The Question of Pluralism» in Rebecca E. Kingston (éd.), *Montesquieu and His Legacy*, Albany : Suny Press.
- Machiavelli, Niccolo [2011] *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio* con introductione di Genaro Sasso, note di Giorgio Inglese, Milano : BUR. 永井三明訳 [2011] 『デイスコルシ——「ローマ史」論』ちくま学芸文庫。
- Magdelain, André [1995] *De la royauté et du droit de Romulus à Sabinus*, Rome : «L'Erma» di Bretshneider.
- Montesquieu [1951] *Œuvres complètes* édité par Roger Caillois, Bibliothèque de la Pléiade, vol.II, Paris : Gallimard.
- [1973] *De L'Esprit des lois* édité par Robert Derathé, 2 vols., Paris : Classiques Garnier. 野田良之ほか訳 [1989] 『法の精神』（上・中・下）、岩波書店。
- [1991] *Mes Pensées et Le Spicilège* édité par Louis Desgraves, Paris, Robert Laffont.
- [2008] *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence* suivi de *Réflexions sur la monarchie universelle en Europe* édité par Catherine Volpilhac-Augier avec la collaboration de Catherine Larrère, Paris : Gallimard. 田中治男・栗田伸子訳 [1989] 『ローマ人盛衰原因論』岩波文庫。
- Myers, Richard [1995] «Montesquieu on the Causes of Roman Greatness», in *History of Political Thought*, spring.
- Pocock, John G. A. [2003] *Barbarism and Religion vol.3 : The First Decline and Fall*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Spector, Céline [2006] *Montesquieu et l'émergence de l'économie politique*, Paris : Champion.
- Tucker, Graham S. L. [1960] *Progress and Profit in British Economic Thought 1650-1850*, Cambridge :

Cambridge University Press.

- 川出良枝 [1996] 『貴族の徳、商業の精神』 東京大学出版会。[Kawade, Yosie, 1996, *Kizoku no Toku, Shōgyō no Seisin*, Tōkyō Daigaku Syuppankai. (in Japanese)]
- 定森亮 [2005] 「『法の精神』における商業社会と自由——「独立性」の概念を中心に」『経済学史研究』 47 巻 1 号。[Sadamori, Ryo, 2005, “*Hō no Seisin niokeru Syōgyō Syakai to Jiyū: ‘Dokuritusei’ no Gainen wo Tyūsin ni*”, *Keizaigakusi Kenkyū*, vol.47, no.1. (in Japanese)]
- [2007] 「モンテスキュー『法の精神』における「シヴィル civil」概念の二重性——ハリントン『オシアナ共和国』との対比において」『経済学史研究』 49 巻 1 号。[Sadamori, Ryo, 2007, “Montesquieu *Hō no Seisin niokeru ‘Siviru (civil)’ Gainen no Nijūsei: Harrington Osiana Kyōwakoku tonō Taihi nioite*”, *Keizaigakusi Kenkyū*, vol.49, no.1. (in Japanese)]
- [2017] 「マキアヴェッリ『ディスコルシ』とモンテスキュー『法の精神』における共和政ローマの帝政への歴史的変容——共和政の腐敗と富の不平等の増大に関する分析の観点の相違」『三田学会雑誌』 110 巻 1 号。[Sadamori, Ryo, 2017, “Machiavelli *Discourses to Montesquieu Hō no Seisin niokeru Kyōwasei Rōma no Teisei heno Requisiteki Henyō: Kyōwasei no Huhai to Tomi no Hubyōdō no Zōdai ni kansuru Bunseki no Kanten no Sōi*,” *Mita Gakkai Zasshi*, vol.110, no.1. (in Japanese)]
- 杉山忠平 [1963] 『イギリス信用思想史研究』 未來社。[Sugiyama, Tyūhei, 1963, *Igirisu Sinyō Sisōsi Kenkyū*, Miraisya. (in Japanese)]

**要旨:** モンテスキューは、1734 年に出版した『ローマ人盛衰原因論』から 1748 年に出版した『法の精神』の間に経済学的分析を洗練させた。『法の精神』では、古代ローマの共和政期を通じて存続した高利子率の歴史的分析を通じて、ローマの富の源泉とその配分方法が、その国制の崩壊と密接に結びつくものとして議論されている。本稿では、この著作の第 11 編における近代イングランドの国制と古代ローマの国制の対比が、一方では軍事、政治に関する制度論、他方では土地と不動産を含めた富の移転と配分に関する経済分析という二つの側面の密接不可分な相互関係の観点から分析されていたことが明らかにされる。

**キーワード:** モンテスキュー, 古代ローマ, 共和主義, 利子率, 文民統制